明朝の対外政策と東アジアの国際秩序

――朝貢体制の構造的理解に向けて――

檀上寛

【要約】東アジアの国際秩序に関する従来の研究は、中国王朝が与えた官爵・王号から朝貢国の序列を検討することはあっても、国際秩序を原理面から考察したものは皆無であった。本稿は東アジア世界に働く国際秩序の原理性に着目し、爵制的秩序、官僚制的秩序、宗法秩序の三秩序の存在をまず明らかにする。このうち朝貢体制を支えるのは前二者の尊尊の君臣秩序であり、親親の宗法秩序は朝貢体制の埒外にある諸国家を、擬制的血縁関係により中国中心の国際秩序の中に取り込むものであった。この宗法秩序の役割が大きく変化するのが明代である。明は対外関係を朝貢制度に一元化し、極めて厳格な政治体制を採用する。さらに全ての朝貢国に冠服を下賜して宗法秩序を適用し、華夷一家の理念世界を可視化することで朝貢体制を正当化した。今まで朝貢体制と無縁であった宗法秩序が朝貢体制に内在化し、朝貢一元体制をイデオロギー的に補強したところに明の特徴があったといえよう。

史林　九二巻四号　二〇〇九年七月

はじめに

明清時代の国際秩序の理解に関わり、明代の朝貢体制から清代の互市体制へという図式が、今日多くの研究者によって主張されている。[①] もちろんこのシェーマには異論もあり、学界の定説となっているわけではない。互市体制という概念設定自体が可能であるのかどうかを含め、今なお議論が進行中である。[②] しかしそれ以前の問題として、立論の前提にある朝

貢体制ないし朝貢制度についても、共通の理解があるかといえばかなり疑わしいといわざるを得ない。朝貢制度とは華夷秩序の具体的表現形式だとの一般的理解はあるものの、両者の関係を構造的に分析した研究はほとんどないのが現状である。せいぜい徳化（王化）思想を冊封・朝貢の論理に結びつけるくらいで、それ以上に掘り下げた考察は必ずしも行われていない[3]。

こうした中で、朝貢体制（冊封体制）と華夷秩序との関係を、構造的に捉えたほとんど唯一の研究者が西嶋定生氏である。氏の冊封体制論は二つの骨子からなる。一つは、漢代の郡国制の実施によって国内に王が誕生したことで（封建制の復活）、外国の王を封建（冊封）して、国内の政治的秩序の中に取り込む論理が用意されたということ。今ひとつは、漢代の皇帝は国内向けには皇帝号を、また天地の祭りや外国向けには天子号を使い分けたことで、中華と夷狄からなる天下という場での爵位としての外国王の位置が、確定されたということである[4]。ただし西嶋氏はこれらの事実を指摘しただけで、あとは冊封体制という言葉で括って論を展開したため、国際秩序の具体像や華夷秩序の問題については、それ以上に追求することはなかった。

あらためて言うまでもなく、中国を中心とした国際秩序のありようは、冊封体制の概念だけでは説明することはできない。西嶋氏自身も北アジアや西北アジアには「別の体制と論理」が存在すると述べ[5]、最初から冊封体制の対象地域から除外していた。後述するように、明以前のその地域には君臣秩序とは全く異なる国際秩序が適用され、冊封体制と並存する形で機能した。つまり、中国王朝と周辺諸国との間には、朝貢関係でもなく互市関係でもない別の国際関係もあり得たのである。換言すれば、国際秩序自体が統一的な原理で貫かれていたわけではなく、複数の原理が複雑に錯綜して構築されていたということだ。

端的に言って、従来の研究にはこの原理への視角が欠如しており、それが朝貢体制への理解を曖昧にする一因ともなっていたように思われる。そもそも朝貢体制とはどのような原理で成り立っているのか。こうした基本的な問いかけすら、

たえてなされることはなかった。否、有り体にいえば、朝貢体制を原理の面から理解しようとの発想自体が、存在しなかったといってよい。それゆえ、本稿では国際秩序の根底にある種々の原理をまず剔抉し、それらが如何なるイデオロギーと論理に裏づけられていたのかを明らかにする。その上で、対外政策が朝貢制度に一元化された明代を対象に、先の原理がどのように組み合わされて明代独自の国際秩序を構築していたのか。その意味と特徴はいったいどこにあるのか。以上の二点を中心に検討してみたい。

① 最近の代表的な研究として、岩井茂樹「十六世紀中国における交易秩序の模索――互市の現実とその認識――」同編『中国近世社会の秩序形成』京都大学人文科学研究所、二〇〇四年、同「「朝貢」と「互市」――非「朝貢体制」論の試み――」京都大学文学研究科二一世紀COEプログラム「グローバル化時代の多元的人文学の拠点形成」『東アジアにおける国際秩序と交流の歴史的研究』ニューズレターNo・四、二〇〇六年等を参照。

② このシェーマの問題点を整理した最近の最も優れた研究成果として、岡本隆司「「朝貢」と「互市」と海関」『史林』第九〇巻第五号、二〇〇七年を挙げておきたい。

③ 古代～清代の朝貢制度を体系的に検討した李雲泉『朝貢制度史論――中国古代対外関係体制研究――』（新華出版社、二〇〇四年）も、「五服制」との関係に言及しているにすぎない。

④ 西嶋定生「東アジア世界と冊封体制――六～八世紀の東アジア――」『西嶋定生東アジア史論集』第三巻、岩波書店、二〇〇二年、初出は一九六二年。同「序説――東アジア世界の形成――」『古代東アジア世界と日本』岩波現代文庫、初出は一九七〇年。同「皇帝支配の成立」『西嶋定生東アジア史論集』第一巻、岩波書店、二〇〇二年、初出は一九七〇年。

⑤ 前掲註④、西嶋定生「東アジア世界と冊封体制――六～八世紀の東アジア――」。

一　東アジアの国際秩序と秩序原理

中国王朝による周辺諸国の冊封の嚆矢は、前漢時代の南越と朝鮮に対するものだと言われている。[①] それは先述したように、漢代の皇帝が儒教イデオロギーに基づき、皇帝号と天子号とを使い分けることでようやく実現した。『礼記』曲礼下の鄭玄の注に、

今、漢は蛮夷に於いては天子と称し、王侯に於いては皇帝と称す。

とあるように、漢代には蛮夷に対しては天子と称し、国内の王侯には皇帝と称したという。漢は秦の皇帝制度をそのまま継承したため、漢の皇帝は王侯を含む国内の官民に対しては、当然のことながら皇帝として君臨した。一方、蛮夷に対して天子と称したのには、もちろん理由がある。それは中華と夷狄（蛮夷）から成る「天下」という場での主宰者は、天に代わって天下を治める天子であったからに他ならない。言い換えれば、国内では絶対権力者としての皇帝として君臨し、蛮夷には有徳者たる天子として接したということである。

西嶋氏によれば周辺諸国の首長への冊封は、中国国内の「諸侯王」に準じる形で王爵を授与したわけだが、この爵位を授ける行為＝賜爵は、いったい何を意味するのか。周知の通り、漢代には秦制に倣って「公士」から「徹侯（列侯）」に至る二十等爵制が実施され、官民を問わず男性にはすべて爵位が与えられた。これによって、皇帝を頂点とした官から民に至る身分序列がひとまず確定する。もっとも、「爵位」と「官位（官職）」とは別個のもので、秩序系統を異にしている点には注意する必要がある。[2] 官位には三公九卿を頂点とする「官僚制的秩序」があり、この秩序は始皇帝が官僚制を実施して以来最後の清朝に至るまで、中国王朝の実質的な統治体系として機能した。

一方、爵位とは、官僚制的秩序とは別次元の「爵制的秩序」とでも称すべきもので、その起源と役割はしばらく措き、儒家が周の天子・諸侯間を「五等爵（公・侯・伯・子・男）」で序列化して以後は、礼的秩序としての意味合いが付加された。[3] それゆえ、皇帝制度の実質支配に対応するのが官僚制的秩序であるならば、礼制面での皇帝支配を根拠付けたのが爵制的秩序だとも言え、じじつ秦の二十等爵制を承けた漢は、儒教的観点からの爵制の読み替えと理論化を試みる。皇帝号と天子号との使い分けに即応する形で、爵制的秩序に天下という場での身分序列の意味を付与したのである。『白虎通』号篇には次のようにある。

> 或いは天子と称し、或いは帝王（＝皇帝）と称するは何ぞや。以為うに、上に接して天子と称するとは、爵を以て天に事うるを明らかにするなり。下に接して帝王と称するとは、天下至尊を号する得て言称し、以て臣下に号令するなり。

「天下至尊の号」をもって「臣下に号令」するのが帝王（皇帝）であるのに対し、天子とは「爵を以て天に事」える者である。同じく『白虎通』爵篇に「天子は爵称なり」とあるように、天下には天子を頂点とした爵位による身分序列＝爵制的秩序が想定されていたことが分かる④。

以上を整理すれば、次のようにまとめることができるだろう。すなわち、中国国内では皇帝を頂点とした官僚制的秩序が機能し、皇帝は絶対的権力を握って中国社会に君臨した。官僚制的秩序は中国国内の政治的秩序であり、「国家的政治的秩序」と言い換えてもよい。他方、中華と夷狄を含む天下では⑤、「天下秩序」としての爵制的秩序が機能し、中華と夷狄とを繋ぐ役割を果すものと観念された。官僚制的秩序は現行の皇帝支配を運用するための現実的な身分秩序であり、爵制的秩序は皇帝支配を思想的に正当化するために、皇帝を天子に見立てて作り上げた多分に理念的な身分秩序であった。つまり、この二つの秩序は、それぞれ皇帝を中心とした「現実世界」と、天子を中心とした「理念世界」に対応したもので、本来原理を異にする秩序であったということだ⑥。

中国王朝が周辺諸国を中国的論理の中に組み込む場合、官僚制的秩序ではなく爵制的秩序を適用したのもある意味当然であった。なぜなら国内向けの官僚制的秩序には、実質支配の及んでいない周辺諸国を包摂する論理が欠落しており、天下秩序である爵制的秩序によって初めて可能になったからである。それはまた冊封という行為を通して天下秩序の中に夷狄の王を位置づけ、天子の徳化と夷狄の朝貢という理念世界の形象を借りて、現存する皇帝支配を正当化することでもあった。冊封が初めて行われた漢代に、周辺諸国の首長に朝鮮王とか南越王という王爵だけを与えたのも、そうした考えに基づいていたはずである⑦。

しかし、後漢時代を経て三国時代から南北朝時代になると、状況に変化が現れる。王爵に加え、中国の官職も併せて授けるようになったのである⑧。周知の事例として、南朝の宋が「倭王武」に与えた官爵を想起されたい。「使持節、都督倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事、安東大将軍、倭王」という官爵のうち、使持節から安東大将軍までは中

国国内の官職に準じたもので、これは倭王を皇帝を頂点とした官僚制的秩序の中に、形式的であれ位置づけたことを意味する。こうした官僚制的秩序の適用は、周辺諸国・諸民族への影響力の拡大を図る中国王朝と、中国王朝の権威を政治的に利用したい周辺諸国の思惑が一致した結果とみなせよう。いずれにせよ、周辺諸国の首長には爵制的秩序としての王爵だけでなく、官僚制的秩序としての官職も冊封時に授与されるようになったのである。[9]

おそらく国際秩序におけるこのような変化の裏には、中国国内の事情も関係していたと思われる。知られるように三国魏時代に九品官人法が始まり、官の高下が従来の官秩から官品で示されるようになると、官品のもとに官僚制的秩序と爵制的秩序とが一体化していくことになる。[10]こうした動きが最終的に整序されるのが唐代のことであるが、例えば唐代の官品について、『通典』巻四十、職官二十二、秩品五、大唐官品、流内は次のように記している。

正一品、太師、太傅、太保、司徒、司空、王爵。

従一品、開府儀同三司（文散）、太子太師、太子太傅、太子太保、驃騎大将軍（武散）、嗣王、郡王爵、国公爵。

正二品、特進（文散）、輔国大将軍（武散）、開国郡公爵、上柱国勲。

従二品、尚書左右僕射、太子少師、太子少傅、太子少保、京兆河南太原府牧、大都督、大都護、光禄大夫（文散）、鎮軍大将軍（武散）、開国県公爵、柱国勲……（括弧内は割注）。

見ての通り、官品表には職事官、文・武散官、勲官、爵位が並記されており、本来官位とは性格を異にする爵位（傍線部）までもが、そこには含まれているのである。国家支配が官僚機構を媒介として行われる以上、爵位が官位に組み込まれていくのはある意味当然ともいえようが、中国国内のこの現実が周辺諸国の冊封にも影響を及ぼしたことは間違いない。三国以後、王爵と官位とが同時に与えられた背景に、官僚制的秩序と爵制的秩序の一体化という国内事情を押さえておきたい。

ただここで指摘すべきは、官僚制的秩序と爵制的秩序とは中国王朝が周辺諸国・諸民族を冊封した際に成立するもので、

その限りで二つの秩序は「尊尊（目上を尊ぶ）」の君臣秩序の個別具体的な表現形式だということである。実は中国を中心とした国際秩序には、君臣秩序とは異なる今ひとつの形式が存在し、主に北方・西北方の遊牧民族に適用された。「親親（近親者と親和する）」の家族主義に基づく「宗法秩序」が、それに他ならない。[11] ここで一つの例を挙げてみよう。

例えば、十世紀の契丹と五代王朝（後梁・後唐・後晋・後漢・後周）との関係を見た場合、契丹は後梁に対しては「臣従」の立場をとらされていた。ところが次の後唐になると、今度は後唐を兄、契丹を弟とする兄弟関係の盟約が成立し、さらに次の後晋時代には、後晋の建国を援助した見返りとして「燕雲十六州」を譲り受け、契丹と後晋とは父と子の関係となった。しかも年長の石敬瑭（後晋の太祖）が、年少の契丹の耶律堯骨（遼の太宗）を父とみなすという変則的なものであった。契丹の勢力増大に比例して、尊尊の君臣関係から親親の兄弟、父子関係へと変更され、しかも最後は親親関係の序列すら転倒している事実が見て取れよう。[12]

いったい、兄弟とか父子などの「擬制的血縁関係」で国際秩序を規定する手法は、別に契丹と五代王朝間の事例が最初ではない。すでに古代以来、中国王朝と北方ないし西北方民族との間では普通に見られることであった。唐代でも突厥とは「父子関係」が設定されたし、ウイグルとは「兄弟関係」、吐蕃とは「舅甥（しゅうと・むこ）関係」の盟約が結ばれたりした。通常、中国側が圧倒的に優勢であれば尊尊の君臣秩序が適用され、両者の勢力が拮抗したり、あるいは周辺民族の方が優勢である時には、「擬制的血縁関係」すなわち親親の宗法秩序が用いられることが多かった。

宗法秩序に基づく国際秩序が、官爵による君臣秩序と原理を異にしていることはいうまでもない。西嶋氏の冊封体制論は、あくまでも東アジア諸国を念頭に置いたもので、北方・西北方の遊牧諸民族（突厥・吐蕃・ウイグル等）には「別の体制と論理」があったとして、当初より除外されていた。しかし国際秩序を論じるに当たり、冊封体制論だけでは限界があることは氏自身も認めている通りであり、中国を中心とした国際秩序の総体を考えるならば、北方・西北方にしかれた宗法秩序を無視してよいはずがない。つまり、親親の宗法秩序と尊尊の君臣秩序が互いに矛盾することなく、国際秩序とし

てどのように整合化されていたのか、その論理を明らかにすることが必要となる。[13]

最初に述べたように、官僚制的秩序が現実世界の皇帝支配に対応するのに対し、爵制的秩序は儒教イデオロギーの天下（＝理念世界）に対応したものであった。では宗法秩序はどうであるのか。ここで想起すべきは、儒教イデオロギーの理念世界の究極の姿である。それは有徳の天子の教化によって人々がおのれの徳を発揮し、一切の対立のなくなった世界。天下に親親が貫徹した「天下一家」「華夷一家」の状況を指す。『礼記』礼運篇に「聖人よく天下を以て一家と為し、中国を以て一人と為す（聖人耐以天下為一家、以中国為一人）」とあるように、古来為政者にとり、理想的な大同世界として観念されてきたのが天下一家の状況である。[14] そこでは天子と民とは父と子の関係に等しく、民相互は兄弟となる。つまり、儒教の理念世界の究極の完成態では、父子・兄弟の擬制的血縁関係が生まれるわけで、宗法秩序が天下に貫徹した世界こそ、天下一家（華夷一家）の大同世界に他ならなかった。[15]

中国王朝が遊牧諸民族との間で結んだ擬制的血縁関係が、天下一家（華夷一家）を念頭に置いたものであることはあらためていうまでもない。少なくとも中国王朝にすれば、天下一家という虚構の世界を宗法秩序を通して演出し、君臣秩序の埒外にある遊牧諸民族に対し、精神的に中国の優位性を保持しようとしたものと解される。その際、現実には両者間の力関係と思惑により微妙な差等が設けられ、父子関係あるいは兄弟関係といった異なった秩序が適用された。時には先述したように、契丹皇帝が父で後晋皇帝が子という逆転した関係もあり得たし、さらに様々な状況に応じて舅甥関係、叔姪関係が設定されることもあった。

要するに、宗法秩序は中国王朝が君臣関係（冊封関係）に包摂できない遊牧民族に適用したものであり、官僚制的秩序や爵制的秩序とは全く異質の国際秩序であったことが理解できよう。とはいえ、決して「別の体制と論理」から導き出されたわけではなく、あくまでも儒教イデオロギーに立脚した純粋に中国的な秩序であった。中国王朝は官僚制的秩序、爵制的秩序と並ぶ第三の秩序として適用しており、本来「別の体制と論理」から成る遊牧社会を、天下一家という仮構を通

して中国的論理の中に組み込み、君臣秩序との整合化を図ったのが宗法秩序であったと結論することができよう。その意味では、中国王朝はこの三つの秩序を国際政治の場で使い分けることで、主観的には（あくまでも主観的には）中国が中心であることを維持しようと努めていたのである。

① 例えば栗原朋信「漢帝国と周辺諸民族」『岩波講座世界歴史』四巻、一九七〇年参照。

② 漢代の身分秩序を、爵位と官位の二つの観点から分析した研究として、大庭脩「漢代の貴族」村井康彦編『公家と武家――その比較文明史的考察――』思文閣、一九九五年がある。

③ 貝塚茂樹「五等爵制の成立」『貝塚茂樹著作集』第二巻、中央公論社、一九七七年、初出は一九三七年。

④ 前掲、西嶋定生「皇帝支配の成立」では、天子を頂点とした爵制的秩序について次のように述べる。「また「天子」とは爵を以て天に事えるものであるとされていることは、「天子」という称号が爵位であるという理解につらなるもので、「天子」以下庶民に至るまでがすべて有爵者であり、そこに有爵者相互間の秩序が形成されることによって、賜爵者である皇帝が万民を支配することを可能ならしめるという漢代爵制の理念的特徴を示すとともに、この爵制的秩序が人為のものではなくして、天の秩序につらなるものであり、爵位としての「天子」の位は天の命によって与えられたものであるから、したがって「天子」は天を祭祀するものであるとする考え方を示すものであろう。」

⑤ 『礼記』曲礼下の鄭玄の注に「天下とは外および四海をいうなり」とある。天下と天子の観念については、山田統「天下と天子」『山田統著作集』一巻、明治書院、一九八一年、初出は一九六三年を参照。

⑥ 儒教イデオロギーに基づく理念世界と皇帝を頂点とした現実世界との関係については、檀上寛「明朝専制国家と儒教的家族国家観――尾形勇氏の所論によせて――」「中国専制国家と儒教イデオロギー――「士」身分の変遷を通して――」『明朝専制支配の史的構造』汲古書院、一九九五年、初出はそれぞれ一九九〇、一九九四年を参照。

⑦ 漢代の外臣には王爵以外に侯・君・長などの爵位も与えられたが（註⑧参照）、本稿では後世にも継承される王爵にのみ着目して、他は捨象していることを断っておきたい。

⑧ こうした変化に初めて着目したのは、谷川道雄「東アジア世界形成期の史的構造」唐代史研究会編『隋唐帝国と東アジア世界』汲古書院、一九七九年である。なお、同「魏晋南北朝貴族政治与東亜世界的形成――従都督諸軍事制度来考察――」『台大歴史学報』三十号、二〇〇二年も参照。

⑨ この傾向を谷川道雄氏は「外臣の内臣化」と捉え、そこに中国王朝を中心とした当時の東アジア世界の特徴を見ようとする。註⑧の谷川論文参照。

⑩ 註②の大庭論文によれば、すでに漢代に官秩的身分の方が爵制的身分よりも優位に立つようになっていたという。

⑪ 尊尊と親親の語源は『礼記』喪服小記に「親親、尊尊、長長、男女有別、人道大者也」とあるのによる。二つの原理の相違については、註⑥檀上論文及び同「方孝孺の理想的国家観――前近代中国の連帯の位相――」前掲著書所収（初出は一九八九年）参照。

⑫ 契丹皇帝と中国皇帝との擬制的血縁関係については、張国慶「遼代

契丹皇帝与五代、北宋諸帝王的〝結義〟」『史学月刊』一九九二年第六期を参照。

⑬　残念ながら従来の研究では宗法秩序に言及することはあっても、君臣秩序との関係を問題にすることはほとんどない。隋唐時代の国際秩序を精力的に分析している金子修一氏の研究にも、宗法秩序と君臣秩序とを統一的に把握しようとの視点は見当たらない（例えば『隋唐の国際秩序と東アジア』名著刊行会、二〇〇一年）。唯一この問題について独自の解釈を行っているのが、堀敏一氏である。氏は「近代以前の東アジア世界」『歴史学研究』二八一号、一九六三年（後に『律令制と東アジア世界』汲古書院、一九九四年に収載）で次のように指摘する。「冊封によって異民族の君長にあたえられる爵位は、元来中国国内の封爵の制度の一環をなすものであり、とくに重要な君長にあたえられる王・郡王の位は、唐では宗室一族にたいして授与される規定であった。したがって異民族の君長らは宗室と同様な待遇をうけたわけなのであり、……上記の関係（父子・兄弟関係……引用者）は冊封関係（君臣関係……引用者）と矛盾するものではなかった。」つまり堀氏によれば、王とか郡王は宗室の一族であり、そうした中国の宗室に準じて周辺諸国の王に爵位が与えられているのだから、ストレートに血縁関係で両国の関係を設定しても（父子・兄弟秩序を適用しても）、何ら不思議ではないと主張するのである。

しかしはっきり言って、堀氏のこの考えは間違いだと思う。堀氏は先の論文よりもさらに新しい研究の中で、次のようにも述べている。「唐と突厥との関係は、羈縻州体制が崩壊したのちも、新羅や渤海等の場合のような事実上の冊封制に戻ることはなかった。それは父子の関係とされたわけであるが、国家間の関係をこのような家族関係になぞらえるやり方は、その後五代・宋代の遼や金との関係に引き継がれた。近代以前の国家・社会は、人々を身分的に編成して運営されるのが特徴であるが、国家間の関係もそれに応じて、君臣・父子・兄弟・叔姪（おじとおい）・舅甥（しゅうととむこ）等の身分関係でみられることが多かったのである。（『中国と古代東アジア世界――中華的世界と諸民族――』岩波書店、一九九三年）。」

ここでは堀氏は、君臣関係も父子・兄弟関係も身分関係としては同列のものとみなしており、先の一九六三年段階よりもさらに後退した理解となっている。そこには君臣関係を二つの秩序（官僚制的秩序と爵制的秩序）から捉える視点が無いのはもちろん、秩序原理への関心も認めることはできない。秩序を原理面から考えない氏の立場からすれば、君臣秩序も父子・兄弟秩序も同列のものであり、単なる身分関係を表す指標でしかなかったのも当然であったといえる。しかし果たしてそうであろうか。筆者の考えは以下の本文中に述べられるであろう。

⑭　天下一家という言葉には、これとは別に天下は君主の家だとする、いわゆる「家天下（天下を家す）」の観念を指す場合がある。一般にはこの意味で理解されることが多く、その代表的な研究が尾形勇「漢代における「天下一家」について」（初出は一九七五年、後に『中国古代の「家」と国家』岩波書店、一九七九年に収載）であり、最近では甘懐真『皇権、礼儀与経典詮釈：中国古代政治史研究』台湾学生書局、二〇〇三年などもそれに含まれよう。だが儒家の理念は「家天下」とは正反対の「天下為公」（『礼記』礼運篇）の大同世界であり、それが為政者の意識をも規定していたことについては註⑮などを参照。

⑮　それが為政者にとっての理想であると同時に、社会に共有された一つの価値世界でもあっただけに、歴代の為政者がその虚構に仮託して自己の地位の正当化を図ったことも事実である。例えば隋の煬帝は「往者与突厥相侵擾、不得安居。今四海既清、与一家無異、朕皆欲存養、使遂性霊（『隋書』西突厥伝）」と述べ、隋・突厥の華夷の関係を

一家に擬えているし、唐の太宗も「自古皆貴中華、賤夷狄、朕独愛之如一、故其種落皆依朕如父母（『資治通鑑』貞観二十一年五月庚辰）」と言い、天子と夷狄の関係を父（母）と子の関係に譬えているのは、天下一家・華夷一家を究極の理念世界と見る通念があってのことである。なお、天下一家の観念については、邢義田「天下一家――中国人的天下観――」（『中国文化新論　根源編　永恒的巨流』聯経出版事業公司、一九八一年）も参照。

二　明朝の成立と国際秩序の形成

1　国際秩序の二つの形式

ではこれらの三つの国際秩序は、明代ではどのように機能していたか。宗法秩序は次節に回し、本節では爵制的秩序と官僚制的秩序について検討することとする。まずは爵制的秩序だが、次の表は隋以後の歴代王朝の爵位を、『通典』と『欽定続通典』の封爵の条をもとにまとめたものである。

隋……国王・郡王・国公・郡公・県公・侯・伯・子・男
唐……王・嗣王・郡王・国公・開国郡公・開国県公・開国県侯・開国県伯・開国県子・開国県男
宋……王・嗣王・郡王・国公・郡公・開国公・開国郡公・開国県公・開国侯・開国伯・開国子・開国男
金……王・郡王・国公・郡公・郡侯・郡伯・県子・県男
元……王・郡王・国公・郡公・郡侯・郡伯・県子・県男
明……公・侯・伯

これによると、隋から元までの歴代の王朝の爵位は、王（あるいは国王）・（嗣王）・郡王以下、公・侯・伯・子・男の五等爵が基本であることが分かる。冊封された周辺諸国の王（当時の用語に従い以下「蕃王」と呼ぶ）は、このうちの王（親

王）ないし郡王の爵に準じて王爵が与えられた。

では明代はどうか。表にもあるように、明の規定では王、郡王は爵位の中に入っておらず、公・侯・伯の三等爵しか存在しない。当初は公・侯・伯・子・男の五等爵であったのだが、いつしか三等爵になったという。王爵がなぜ爵位から除外されたのかは不明だが、実際には後述するように親王や郡王は歴代王朝と同様、天子に次ぐ爵位とみなされていた。それゆえ明代の蕃王も、国内の親王や郡王に準じて王爵を与えられたものと思われる。例えば、明朝は洪武二年（一三六九）に初めて「蕃王朝貢の礼」を定め、蕃王が朝貢してきた際の儀注や朝廷での席次を規定した。それによれば蕃王の席次は明国内の諸王（親王）に準じており、地位からすれば諸王の「同列下位」に位置するものとされた。『明史』巻五十六、礼志十、蕃王朝貢礼に、

〔蕃王が〕親王に見える時には、東西に向かいあって再拝し、親王がそれに答拝して、同時に座に着く。王の座が稍や北である。礼が畢わると、会釈（揖）して退出する。

とあるのがそれである。皇帝や皇太子に対しては叩頭の礼を求められたのに対し、ともに座に着くことが許可された。ただし蕃王は親王と完全に対等ではなく、あくまでも同列下位であった点に注意する必要がある。

蕃王が対等な関係（敵礼関係）に立つのは、先の『明史』の記述の続きに、

丞相・三公・大都督・御史大夫に見える際には、皆な礼を均しくする。

とあるように、丞相以下、三公、大都督、御史大夫の官に対してであった。ここにいう丞相とは中書省左右丞相のことで、洪武十三年（一三八〇）に中書省が廃止されるまで官僚機構のトップに位置した官である。丞相の官位は正一品であり、さらに三公以下もすべて正一品であるため、蕃王は正一品官と同格だとみなされていたことが分かる。要するに、蕃王の序列は爵制的秩序では親王の同列下位にあり、官僚制的秩序では正一品に相当することが、洪武二年段階に定められたといえる。

ここで前章で述べた官品について思い出していただきたい。もともと別個のものであった爵制的秩序と官僚制的秩序が、三国以後官品のもとに一体化したことを指摘した。ある意味、爵制的秩序が官僚制的秩序に取り込まれたわけだが、この状況は唐以後、後世の王朝にも継承された。例えば『欽定続通典』巻四十一、四十三、四十四の職官、秩品の条には、宋・元・明の官品表が掲載されているが、そこの一品官の内訳を列挙すると次のようになる。

宋官品

正一品、太師、太傅、太保、左右丞相、少師、少傅、少保、王爵

従一品、諸枢密使、太子太師、太子太傅、太子太保、開府儀同三司、特進、驃騎大将軍、嗣王、郡王、国公爵

元官品

正一品、太師、太傅、太保、大司徒、司徒、太尉、中書令、中書省右左丞相、開府儀同三司、儀同三司、特進、崇進、金紫光禄大夫、銀青栄禄大夫、王爵、上柱国勲

従一品、中書省平章政事、枢密院知院、御史大夫、大宗正府扎爾古斉、大司農司大司農、翰林兼国史院承旨、集賢院大学士、宣政院院使、宣徽院院使、大禧宗禋院院使、行中書省丞相、平章、行枢密院知院、光禄大夫、栄禄大夫、郡王爵、柱国勲

明官品

正一品、宗人府宗人令、左右宗正、左右宗人、太師、太傅、太保、中軍・左軍・右軍・前軍・後軍五都督府左右都督、特進栄禄大夫、特進光禄大夫、左右柱国勲

従一品、少師、少傅、少保、太子太師、太子太傅、太子太保、中軍・左軍・右軍・前軍・後軍五都督府都督同知、栄禄大夫、光禄大夫、柱国勲

宋代と元代を見ると、正一品の欄に王（親王）爵が、また従一品の欄に嗣王ないし郡王爵があり（傍線部）、親王は宋元

時代には正一品であったことが分かる。洪武二年の蕃王朝貢儀礼で、蕃王を親王ランクの正一品と規定したのは、こうした宋元時代の伝統を継承したものといえよう。ただし、宋元時代と明代とでは大きく異なる点がある。まず右の官品表から分かるように、明代には散官、職事官、勲官は従来通り記されているが、爵位はどこにも見当たらない。つまり今まで官品のもとに一体化していた爵制的秩序と官僚制的秩序とが、明代に至って分離させられているのである。この点に関して、『欽定続通典』巻四十四、職官、秩品五、明官品、正一品は次のように述べる。

按ずるに、元より以前においては、各朝の封爵には皆な王・公・侯・伯・子・男があり、一品から四・五品までの間に列せられていた。明に至って異姓の爵はただ公・侯・伯の三等だけとなり、しかも皆な秩品の内に列せられていない。

従来の王・公・侯・伯・子・男の爵位が、明代には公・侯・伯の三等爵になり、しかも官品表から割愛されて品階を失ってしまったという。『欽定続通典』が直接的に念頭に置いているのは、先の官品表に五軍都督府があることから推察できるように、大都督府を五軍都督府に改組した洪武十三年以降の状況である。確かに蕃王朝貢儀礼を定めた洪武朝前半期がどうであったかは、史料的に確認する術はない。だが元制を踏襲した明極初期の状況を思えば、それまで通りに官位と爵位が一元化され、親王・郡王も官品表に存在した可能性は高いのではないか。少なくとも蕃王と敵礼関係にある正一品の丞相や大都督は、間違いなく記されていたはずである。

これが大きく変化するのは、蕃王朝貢儀礼の改定された洪武二十七年（一三九四）のことであった（以下「改定」と呼ぶ）。この年、洪武帝は従来の蕃王朝貢儀礼が煩雑であるとの理由で、その簡素化を実施するとともに、次のような改革を行った。『明太祖実録』洪武二十七年三月庚辰に、

凡そ宴会に遇えば、蕃王の班次（席次）は公・侯・伯の下位に居らせることとする。

とある。① これを契機に蕃王の序列は、爵制的秩序では公・侯・伯の下位に置かれることになる。これまで親王ランクであった蕃王の、大きな序列の転換であった。それはいったい何を意味するのか。親王・郡王との関係はどのように理解すれ

ばよいのか。この疑問に答えるためには、官品表から除外された爵位の品階を今一度確認し、王爵と公・侯・伯との序列関係を整理してみる必要がある。

先述したように、明代の公・侯・伯は規定では官品を喪失したが、依然として慣例的には維持していたようである。

『明史』巻七十二、職官一、吏部に、

公・侯・伯は一品に視らう。

とあることから、公・侯・伯は明代では一品官に相当していたことが知られる。では、親王はどうか。これについては

『明史』巻七十二、職官一、宗人府に、

宗人令一人、左右宗正各一人、左右宗人各一人、すべて正一品であり、皇九族の属籍を管理する。……当初、洪武三年に大宗正院を置く。二十二年に宗人府に改め、すべて親王に統轄させた。

とある。親王の官品を正一品と規定する史料ではないが、上記の官がすべて正一品であることは、そこに任命された親王が正一品とみなされていた証左と見てよかろう。

問題は郡王である。郡王については、管見の限り直接的に示す史料がないため、間接的な史料によって証明するしかない。ここで取り上げたいのは『祖訓録』職制にある次の規定である。

凡そ郡王の子孫には、官職を授ける。子には鎮国将軍（三品）を授け、孫には輔国将軍（四品）、曾孫には奉国将軍（五品）、玄孫には鎮国中尉（六品）、五世の孫には輔国中尉（七品）、六世の孫以下は、代々奉国中尉（八品）を授けることとする。（括弧内は割注）

郡王の子孫に官職を与える際、子には三品の鎮国将軍、孫には四品の輔国将軍、曾孫には五品の奉国将軍というように順次官品が逓減され、六世の孫以後は八品の奉国中尉が授けられた。

重要な点は、郡王の子供が三品の鎮国将軍に任じられていることである。この事実から導き出されることは、郡王の官

品は三品の鎮国将軍よりは上位だが、正一品の親王よりは下位だということであり、考えられるケースは二つ。すなわち親王よりも一ランク下の従一品か、一品と三品との間に位置する二品（正・従）かのいずれかである。ただし二品であるとすれば、一つの大きな矛盾が生じてしまう。それは先に確認したように、公・侯・伯が明代では一品とされており、郡王の方が公・侯・伯よりも下位になってしまうからである。爵制的秩序の序列としてはあり得ないことで（11頁の表参照）、この点から見ても郡王は従一品でなければならない。つまり明代の親王と郡王の関係は、歴代王朝の伝統を継承して各々正一品と従一品とされ、さらに郡王の下位に同じ従一品の公・侯・伯が位置していたとひとまず結論できよう。

この事実を踏まえた上で、あらためて蕃王が公・侯・伯の下位にあったという事実を考えてみたい。先述したように、洪武初年の蕃王の王爵は正一品の親王に準じたものであったが、洪武末の「改定」で変更が加えられた。このとき従来の親王に代わって新たに準じたのは従一品の郡王爵であり、両者の間にさらに公・侯・伯が介在させられ、蕃王は従一品の最下位に位置づけられた。これを表にすると以下の通りである。

正一品……親王

従一品……郡王、公、侯、伯、蕃王

ちなみに、明が蕃王に郡王爵を与える中で、例外的に扱われたのが朝鮮と日本である。後述するように、明はこの二国を親王ランクで待遇し、特に朝鮮に対しては終始その態度を変えることはなかった。それゆえ蕃王が郡王ランクで冊封されたというのは、一般論としては確かにそうではあるが、そこに例外のあることを知っておく必要がある。この点については節をあらためて検討したい。

本節で解決しておきたい疑問がもう一点ある。それは蕃王の王爵と官僚制的秩序との関係である。周知の通り、明代の蕃王は官僚制的秩序では正二品官に相当するというのが、学界の定説としてある。『明史』巻六十七、輿服三に、次の記載があることによる。

永楽中、琉球中山王に皮弁・玉圭・麟袍・犀帯を賜い、二品の秩に視らう。

ここで着目せねばならないのが、「二品の秩に視らう（視二品秩）」の意味である。これは実際に官職を与えるのではなく、その品級で待遇することに他ならない。琉球の中山王は二品の品秩を正式に与えられたわけではないが、官僚制的秩序の上では中国国内の二品官と同じ待遇を受けたということだ。直接的な史料は琉球王しかないが、他の国の蕃王についても、明の六部と平行文の咨文形式で文書の往来をしていることから、同じく正二品官に相当するものと考えられている。② その意味では、蕃王はすべて「視二品秩」であったと解釈することができるだろう。

さて、明代の蕃王を明国内の郡王に準じて従一品と位置づけた場合、この蕃王＝「視二品秩」説との関係を如何に理解するかということである。先述した蕃王＝「従一品」説と「視二品秩」説とでは、蕃王の序列で明らかに矛盾があるからである。この点については、次のように解釈することが可能ではないだろうか。

まず最初に指摘すべきは、ここで言う従一品の郡王と「視二品秩」とは異なる秩序を表すものだということである。いうまでもなく前者は爵制的秩序、後者は官僚制的秩序の位階を示すもので、本来両者は別次元のものである。朝貢儀礼が初めて定められた洪武二年段階では、蕃王の位置は爵制的秩序では親王（正一品）の同列下位、官僚制的秩序では丞相（正一品）と敵礼関係にあり、両秩序に齟齬が起こることはなかった。おそらく当時は爵位と官位とが官品のもとに一元化され、親王・丞相ともに正式に正一品官の列に位置づけられていたに違いない。

洪武末の「改定」で爵制的秩序の親王から郡王に変更された時、なぜ官僚制的秩序では従一品官ではなく「視二品秩」に変更されたのか。これは官僚機構のトップに立つ官職と大いに関係ある。洪武初年に存在した中書省左右丞相が廃止されて以後、代わってトップに立ったのは正二品の六部尚書である（地方は正二品の都指揮使、従二品の布政使）。たとえ従一品の郡王ランクの蕃王であっても、六部尚書と敵礼関係に立つためには、正二品になぞらえるしかない。蕃王が官僚制的秩序では「視二品秩」と規定されたのは、こうした明国内の官制改革に対応した措置でもあったと考える。そして、この

措置を可能にしたのが、それまで一体化していた爵制的秩序と官僚制的秩序との分離である。見方を変えれば、二つの秩序が両立できるように、ことさら分離させたとみる方が実情に近いかもしれない。いずれにせよ、明は蕃王を従一品の郡王ランクに位置づけつつ、二品官とも規定する新たな道を開くことに成功したのである。

では今ひとつの国際秩序である宗法秩序はどうか。

2　冠服と宗法秩序

第一章で述べたように、宗法秩序は中国王朝が遊牧諸国家と盟約を結んだ際に適用されたもので、冊封関係（朝貢関係）とは異なる国際関係を規定する秩序である。冊封関係に取り込むことのできない強大な遊牧諸国家・諸民族との関係を、親親という中国的論理で読み換え、儒教的世界観の中に位置づけたのが宗法秩序であった。本来対等な国家（民族）の存在を認めない中国王朝が、現実の国際関係上での対等性・劣勢を糊塗し、自王朝の自尊心を満足させるには、宗法秩序こそ最も都合の良い秩序であった。中国王朝とすれば、冊封関係にある諸国家・諸民族には爵制的秩序と官僚制的秩序を、また盟約関係にある諸国家・諸民族には宗法秩序を適用し、いわば三つの秩序を使い分けることで、主観的には中国の優位性・中心性を維持してきたといえる。

こうした使い分けが最も有効に機能したのは、いうまでもなく唐代と宋代である。周辺諸国に攻勢を掛けた唐と守勢の宋とでは、自ずと三秩序の適用の仕方にも違いがあるが、ともにこれらの秩序を通じて国際政治の中で利害関係を調整した点では一致する。それは明代も同様で、爵制的秩序と官僚制的秩序の適用については前節で詳述した。では、宗法秩序はどうであったか。実は明代には、周辺諸国・諸民族と父子関係や兄弟関係で盟約を結んだことはなく、その限りで唐宋時代のような形の宗法秩序は存在しない。オイラトのエセンや日本の豊臣秀吉が、和議の条件に公主の降嫁を望んだ際にも拒絶しており[③]、少なくとも現実の国際政治で明が擬制的血縁関係や宗法秩序を利用することはなかった。だがそうした

表　明代朝貢国の印章・冠服一覧

	国名	王　爵	官　位	印　章	冠　服
1	高麗	高麗国王		亀鈕金印（洪武２年）	冕服（洪武３年）
	朝鮮	朝鮮国王		亀鈕金印（永楽元年）	九章冕服（永楽元年）
2	日本	日本国王		亀鈕金印（永楽元年）	九章冕服（永楽３年）
		日本国王（豊臣秀吉）		金印（万暦23年）	皮弁冠服（万暦23年）
3	琉球中山	琉球国中山王		駝鈕鍍金銀印（洪武16年）	皮弁冠服（永楽２年）
4	安南	安南国王		駝鈕鍍金銀印（洪武２年）	皮弁冠服（正統７年）
5	占城	占城国王		鍍金銀印（洪武２年）	冠帯（洪武２年）
6	暹羅	暹羅国王		駝鈕鍍金銀印（永楽元年）	
7	真臘	真臘国王		鍍金銀印（洪武20年）	
8	緬甸	緬甸国王		印章（永楽元年）	冠服（永楽元年）
9	爪哇	爪哇国東王		鍍金銀印（永楽２年）	
		爪哇国西王			冠帯（永楽３年）
10	勃泥	勃泥国王		印誥（永楽３年）	冠服（永楽10年）
11	蘇禄	蘇禄国東・西・峒王		印章（永楽15年）	冠服（永楽15年）
12	蘇門答剌	蘇門答剌国王		印誥（永楽３年）	
13	満剌加	満剌加国王		印誥（永楽３年）	皮弁冠服（景泰６年以前）
14	三仏斉	三仏斉国王		駝鈕鍍金銀印（洪武10年）	
15	喃渤利	喃渤利国王		印誥（永楽９年）	
16	古里	古里国王		印誥（永楽３年）	
17	柯枝	柯枝国王		印誥（永楽14年）	
18	古麻剌朗	古麻剌朗国王		印誥（永楽18年）	冠帯（永楽18年）
19	烏思蔵	灌頂国師闡化王		印誥（永楽４年）	
20	尼八剌	尼八剌国王		鍍金銀印（永楽12年）	
21	瓦剌	順寧王（馬哈木）	特進金紫光禄大夫	駝鈕金印（永楽７年）	
		賢義王（太平）	特進金紫光禄大夫	印誥（永楽７年）	
		安楽王（把禿孛羅）	特進金紫光禄大夫	印誥（永楽７年）	
22	韃靼	和寧王（阿魯台）	特進光禄大夫	金印（永楽11年）	
		順義王（俺答）		鍍金銀印（隆慶６年）	
23	哈密	忠順王		印誥（永楽３年）	
				鍍金銀印（正統10年）	
				金印（弘治元年）	冠服（弘治元年）

註①　本表は『明実録』『大明会典』『明史』等に基づき、史料中の用語をそのまま使用して作成した。
②　印章・冠服欄の（　）内の年号と数字は下賜年次を意味する。
③　琉球の冠服の下賜年次は史料中に記載がないが、本論第二章註⑦の豊見山論文に基づいて決定した。
④　満剌加の皮弁冠服の下賜年次は不明であるが、景泰６年以前に下賜されたことは『明実録』から確認できるため、上記のように記した。

表面上の現実とは裏腹に、明は実に巧妙な方法で宗法秩序を周辺諸国に適用していた。それは後にも先にも明朝独自のもので、他の王朝には例を見ないものであった。冠服の下賜を通して実現したことである。

中国王朝が周辺諸国に冠服を下賜すること自体、明以前からの慣例であり、別に目新しいことではない。例えば高麗は宋に臣従するとともに金に対しても朝貢したが、宋や金からたびたび冠服を下賜されている。④ただし一概に冠服といっても、公服、常服、祭服、礼服などその種類は多様であり、どんな冠服が下賜されたか史料にも明記されないことが多い。従って冠服による周辺諸国のランク付けはなかなか困難なのだが、明代については琉球王国と豊臣秀吉に与えた冠服を通して、かなり明らかにされている。以下、先行研究を踏まえながらこの問題を考えてみたい。

前頁の表「明代朝貢国の印章・冠服一覧」（以下「表」と略称）を見れば分かるように、大半が単に冠服（冠帯）とだけ記される中で、「九章冕服」とか「皮弁冠服」が下賜されていることに気づくだろう。九章冕服は朝鮮と日本だけに授けられており、皮弁冠服は「表」では安南、琉球、満剌加に与えられている。ではこれらはどのような冠服なのか。まず冕服については、『明史』巻六十六、輿服志二、皇帝冕服に次のようにある。

> 洪武元年、翰林学士陶安が五冕を製作するように請うた。太祖が言うには、五冕の礼は甚だ煩雑である。天地・宗廟を祭る時には衮冕を服し、社稷等の祀りには通天冠・絳紗袍を服す。それ以外は用いるな、と。三年に改定し、正旦・冬至・聖節はすべて衮冕を服し、社稷・先農・冊拝を祭る時も亦た同様にした。十六年、衮冕の体裁を定めた。冕は前円後方、玄表纁裏（表は黒で裏はうすあか）。前後各々十二旒にして、旒は五采の玉十二珠、……。衮は玄衣黄裳にして十二章、日・月・星辰・山・龍・華虫の六章を衣に織り、宗彝・藻・火・粉米・黼・黻の六章を裳に刺繍する。

要するに、冕服は天地・宗廟の祭りなど、国家最重要の祭祀を行う際に着用する祭服であり、明以前は皇帝だけでなく一般の官僚も着用した。しかし、明代になると官僚の着用はなくなり、皇帝を初めとする「宗室」専用の祭服に変化する。明代の冕服の特徴は何よりもこの点にある。⑤もちろん、そこには同じ冕服といっても当然ランクがあり、宗室中でも身分

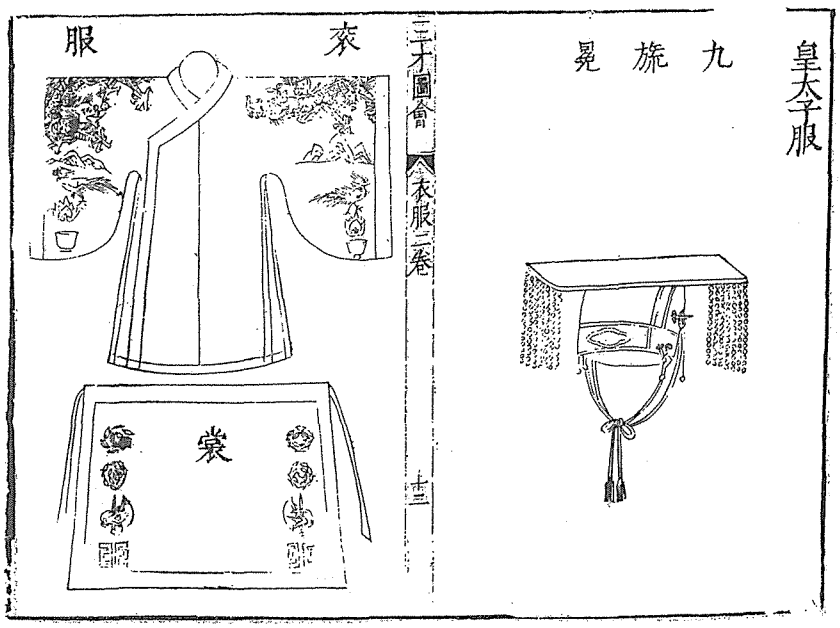

図1：皇太子衮冕図（『三才図会』衣服二巻）

に応じて、明確に形式が区別されていた。

具体的には、冕冠の「旒」の数と、衮に刺繍された「章」の数によって差等が定められた。例えば、皇帝の冕は十二旒十二玉で、衮は十二章（衣六章、裳六章）であるが、皇太子・親王の冕は九旒九玉、衮は九章（衣五章、裳四章）、さらに郡王の冕は七旒七玉、衮は五章（衣三章、裳三章）というように、順次、身分が下がるごとに数が減少するものとされた⑥。先に見た「九章冕服」とは、九旒の冕冠、九章の衮（衣裳）であることは言うまでもなく、これを朝鮮と日本に下賜したことは、両国の国王を明朝国内の「親王」と同等に扱っていることを意味する。つまり朝鮮国王と日本国王は、立場としては皇帝の子供に相当したということである。

次に皮弁冠服だが、これについては先ほどの『明史』巻六十六、輿服志二、皇帝冕服の続きに次のようにある。

皇帝皮弁服。朔望の視朝、降詔、降香、進表、四夷の朝貢、外官の朝覲、策士の伝臚には皆なこれを服す。嘉靖以後、太歳・山川の諸神を祭る時にもまたこれを服した。その体裁は、洪武二十六年に定めてより、皮弁は鳥紗でこれを覆

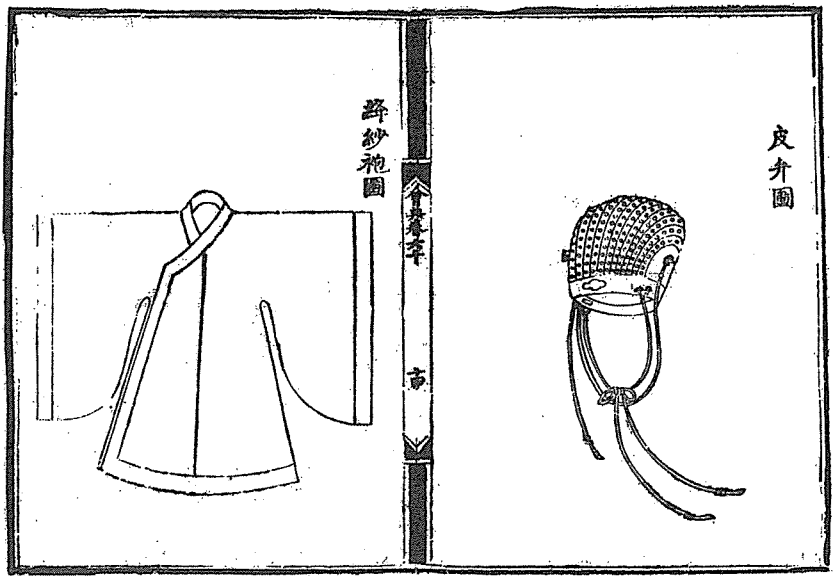

図２：皇帝皮弁冠服図（『万暦大明会典』巻60，冠服１，皇帝冕服）

った。前後各々十二縫にして、縫ごとに五采の玉十二個を縫い付けて飾りとした。……。

冕服が国家最大の祭祀で用いられるのに対し、皮弁冠服はそれに次ぐ重要儀礼で着用されるものであった。皮弁というようにもとは動物（鹿）の皮で作成されたが、明代には烏紗が用いられ、また冕が玉を旒といって簾のように垂らしたのと異なり、皮弁は玉を何列かに縫い付けてそれを「縫」と呼んだ。皇帝の場合は冕と同じく十二縫十二玉であり、皇太子・親王は九縫九玉、郡王は七縫七玉と定められていた。ちなみに、皮弁冠服も明代には宗室だけの祭服とされ、一般の官僚が着用することはなかった。

この皮弁冠服の与えられたのが安南・琉球・満剌加であり、特に琉球については初めて下賜された永楽二年（一四〇四）以来、王の代替わりごとに明から冊封使が派遣され、彼らによって皮弁冠服が琉球にもたらされた。(7) 琉球に与えられた皮弁冠服については、今までの研究によって七縫七玉の皮弁冠と無地の絳紗袍であることが分かっており、この規定に合致するのは明の宗室の中では郡王である。つまり、明は琉球の中山王を郡王に見立てているわけで、これ

は言い換えるならば、明の皇帝と中山王とが「祖父と孫」の関係として位置付けられていたことを物語る。おそらく琉球以外の安南や満剌加に下賜された皮弁冠服も、郡王ランクのものであったと推察される（後述）。

「表」にもあるように、史料には冕服、皮弁冠服以外に、単なる冠服あるいは冠帯とだけ記されたものがあり、これが公服・常服・祭服のどれに相当するのかは明らかではない。ただ豊臣秀吉の冊封時の礼部の認識の中に、

故事、外夷の襲封は、例にて皮弁冠服及び誥勅等の項を賜う（『明神宗実録』万暦二十三年（一五九五）正月庚辰）。

とあるのは示唆的である。「外夷」の襲封時には慣例として、皮弁冠服と誥命・詔勅などが与えられたという。この事実から推測すると、「表」中の冠服（冠帯）の中にも皮弁冠服が含まれていたとみてよかろう。加えて秀吉に与えた皮弁冠服も琉球と同じ郡王ランクであることからすれば[8]、明が周辺諸国に下賜した皮弁冠服は、すべて郡王ランクであったとみなしても差し支えないのではないか。先に安南や満剌加に下賜されたのも、郡王ランクのものであったと推測した所以である。

ともあれ明は冊封国の蕃王に冕服か皮弁冠服を下賜し、それを通じて朝貢国のランク付けを行っていた。ランクは大きく親王と郡王の二つに分かれ、朝鮮と日本を除けば蕃王はすべて郡王ランクであった。そこから朝鮮・日本とは父子関係、それ以外の国とは祖父・孫関係の宗法秩序が適用されたと私は考えるのだが、ここで一つの疑問が湧いてくるかもしれない。それは前節で述べた爵制的秩序との関係如何である。つまり、明が周辺諸国に授与した王爵は基本的には郡王爵であり、朝鮮と日本にだけ親王爵が与えられたことを先に述べた。これは冕服と皮弁冠服の下賜された国に対応するもので、そこに着目すれば冠服は宗法秩序の可視的標識というよりは、むしろ爵制的秩序を表す新たなアイテムとの見方も成り立つからである。じじつ従来の研究ではこの点が曖昧にされ、爵制的秩序の親王爵と宗法秩序の父子関係（あるいは郡王爵と祖父孫関係）が、ほぼ同義のように理解されてきた。だが両者は明確に区別すべきである。以下、その理由を述べてみたい。

蕃王の王爵のランクは誥命（辞令書）にも記されておらず、表面的にはすべて国王（王）で統一されている。その違いを示す最も単純で明快な標識は、冊封時に皇帝から与えられる印章であろう。知られるように、印章はその形状や印質、綬色等で差等が設けられ、皇帝の使用する玉璽を筆頭に、身分や官位に応じて幾種もの規格が定められていた。明代では蕃王に対しても同様の印章が与えられ、「表」にもあるように朝鮮・日本には亀鈕の「金印」が、また琉球・安南等には駝鈕の「鍍金銀印」が下賜された。明朝の規定では、金印と鍍金銀印とはそれぞれ親王と郡王に与える印章であり、そこから朝鮮と日本とは親王ランク、琉球や安南等は郡王ランクに位置づけられていたことが分かる。もっとも、印章はあくまでも尊尊の爵制的秩序の可視的標識であり、それゆえ印章で示される親王・郡王という蕃王の地位は、単なる爵制上の身分序列であって、決して親親の宗法秩序としての子あるいは孫を意味するものではない。

他方、明が冠服に込めた意図は、印章とはまた違う。もともと蕃王には伝統的に種々の冠服が与えられ、冕服も歴代王朝で度々下賜された。[9] だが、明の特徴は冕服・皮弁冠服を宗室専用の祭服と規定し、冊封した蕃王に等しく授与した点にある。つまり冕服・皮弁冠服が宗室の象徴となり、それらが冊封時や「蕃夷の襲封」に際して必ず下賜されたことは、明と蕃王との間に擬制的血縁関係が成立したことを物語る。そこでの冠服は皇帝と蕃王との親親の証であり、蕃王は冠服の種類に応じて宗法秩序の中の親王（子）あるいは郡王（孫）に位置づけられる。それはいわゆる親親関係にある皇帝との親疎の序列であり、同じ親王・郡王でも印章に示される尊尊の序列とは性格を異にする。その意味で、印章と冠服とは秩序原理を異にするアイテムであり、両者は別個に理解せねばならない。にもかかわらず両者が今まで同列視されてきた理由は、従来の研究に秩序原理の観点から捉える発想が、まったく欠落していたことによる。明が印章と冠服に込めた意図は、爵制的秩序と宗法秩序を区別することで初めて認識できるであろう。

ここであらためて注目したいのは、冕服・皮弁冠服の蕃王への下賜が慣例化するのは、永楽年間以後のことだという事実である。「表」にもあるように、朝鮮には永楽元年、琉球には永楽二年、また日本には永楽三年にそれぞれ下賜された。

おそらく永楽時代に一気に増加する朝貢国に対しても、同様の措置がとられたものと思われる。つまり、永楽以後には蕃王の冊封時に印章と冠服とが対で下賜され、これが明の定式となったといえる。ではなぜ永楽時代なのか。

先述したように、蕃王朝貢儀礼は洪武二年にいったん成立し、これに伴い蕃王の朝廷での序列は正一品の親王の同列下位と定められた。洪武二十七年に「改定」がなされ、蕃王は従一品の郡王ランクに格下げされて、序列も同じ従一品の公・侯・伯の下位に置かれるようになる。この「改定」によって蕃王の位置は確定するのだが、実はこれ以前の蕃王の立場は極めて中途半端なものであった。というのは、規定では蕃王は親王ランクと決められていたものの、現実の国際政治では大半が郡王ランクで扱われてきたからである。「改定」以前に蕃王に与えた印章を見ると、高麗王に授けた金印を除けばすべて郡王爵の鍍金銀印であり、制度の運営に混乱が生じていたことがうかがえる。

洪武二十七年の「改定」は、一面ではその混乱の解消を企図するものであった。これによって蕃王は正式に従一品の郡王ランクと規定され、むしろ正一品の親王爵の方が特例とみなされるようになる。つまり従来は国家の規定と現実の運用との間に齟齬があったのが、現実に規定を合わせて変更を行ったため、ようやく制度としての安定を得たといえる。印章のランクに応じて冠服を授与できた（つまり爵制的秩序と宗法秩序を一体化する）背景に、蕃王の王爵の制度的確定があったことを見逃してはならない。蕃王への冕服・皮弁冠服の下賜は、洪武末の「改定」を経て初めて可能になったのであり、冠服の下賜が永楽以後に慣例化したのも決して偶然ではない。

いずれにせよ、印章と冠服とがともに蕃王という個人に与えられ、爵制的秩序と宗法秩序とが一体化したところに明代の特徴があった。しかしではなぜ、明は爵制的秩序と宗法秩序とを一体化させねばならなかったのか。君臣秩序（爵制的秩序・官僚制的秩序）に包摂できない遊牧民族を、やむなく宗法秩序で捉え直した唐宋時代と異なり、明代では冊封を受けた周辺諸国のすべてに宗法秩序が適用されている。すでに尊尊の爵制的秩序（君臣秩序）に組み込んだ朝貢国に、なぜ親親の宗法秩序をあらためて適用する必要があったのか。そこにはどのような目的があったのか。

この疑問に対しては、天下に親親が貫徹した「天下一家（華夷一家）」の状態を想定することで、理解できるのではないか。そこでの蕃王の位置は、爵制的秩序では天子に対する臣下としての王であるとともに、宗法秩序では天子の子あるいは孫となる。言い換えれば、現実の国際政治で印章と冠服とが同時に下賜されたことは、両秩序の一体化を象徴的に示すものであり、天下一家の状況を可視化することであったと解される。つまり明朝は儒教イデオロギーにある天下一家の形象（虚構）を借りて、現実に存在する朝貢関係（君臣関係）に新たな意味を付与したのである。

知られるように、永楽時代は洪武時代に構築された朝貢体制を、制度面でも規模の面でも充実・発展させることで、より安定した国際秩序を確立した。その間、永楽帝自身も「夫れ天下一統し、華夷一家なれば、何んぞ彼此の間有らんや」[10]とか、あるいは「華夷本より一家にして、朕天命を奉じて天子と為る。天の覆うところ、地の載せるところ、皆な朕が赤子なり、豈に彼此有らんや」[11]などと、華夷一家の形象をさかんに強調することで、朝貢体制の正当化を図っていった。それに利用されたのが冠服であり、かつて国際秩序で固有の役割を果たした宗法秩序は、朝貢体制を正当化する根拠へとその役割を特化させたのである。別の見方をすれば、明代の朝貢体制はその内部に宗法秩序を取り込むことで、イデオロギー的により補強されたとも言うことができる。明代に至って官僚制的秩序から分離した爵制的秩序は、新たに宗法秩序と一体化することで、明代独自の構造を持つ朝貢体制を生み出したのである。

① この規定は前年に刊行された『諸司職掌』巻四、諸蕃朝貢にすでに掲載されている。

② 高橋公明「外交文書、「書」「咨」について」『年報中世史研究』七号、一九八二年。

③ 秀吉の要求については、後掲の三木聰論文を参照。またエセンが明側に公主の要求をし、それが拒絶された経緯については、鄭暁『今言』巻二、一百六参照。

④ 柳喜卿・朴京子『韓国服飾文化史』源流社、一九八三年。

⑤ 周紹泉「明代服飾探論」『史学月刊』一九九〇年第六期。

⑥ 崔圭順『中国歴代帝王冕服研究』東華大学出版社、二〇〇七年。

⑦ 原田禹雄「琉球に関する二つの考察――皮弁と国門――」『南島史学』四十二号、一九九二年。同「明・清時代の琉球国王の冠服」『南島史学』四十八号、一九八三年。同「琉球国王の皮弁冠服」『沖縄文化研究』二十七巻、二〇〇一年。豊見山和行「明朝の冊封関係からみた琉球王権と身分制」『琉球王国の外交と王権』吉川弘文館、二〇〇四年、初出は一九八七年、等参照。

⑧ 大庭脩「豊臣秀吉を日本国王に封ずる誥命について――我が国に現存する明代の誥勅――」『関西大学東西学術研究所紀要』四号、一九七一年。河上繁樹「豊臣秀吉の日本国王冊封に関する冠服について」『学叢』二十号、一九九八年。

⑨ 例えば高麗王朝に下賜された冕服については、註④、柳喜卿・朴京子『韓国服飾文化史』一一三ページの表を参照。

⑩『明太宗実録』永楽二年夏四月辛未朔。

⑪『明太宗実録』永楽二十一年冬十月己巳。

三　華夷秩序の明的表現形式

形式面から見る限り明代の朝貢体制こそ、華夷秩序の理念を最も忠実に再現したものだといえるだろう。それは明代には国際交流が国家間に限定され、朝貢制度を通じてのみ行われたからである。対外交流が朝貢制度に一元化されたこの体制を、今日では「朝貢一元体制」と表現することが多い。[1] 先述した爵制的秩序と宗法秩序との一体化は、この体制にして初めて可能なものであった。ただし朝貢一元体制のもとで、周辺諸国は明の周囲に均等に位置づけられていたかといえば、決してそうではない。確かに蕃王は一律に「視二品秩」とされたが、印章や冠服で差等が設けられていたのも事実である。そればかりか明は当該国の国力や国際情勢を見て、蕃王の序列を変更することさえあった。「視二品秩」の官僚制的秩序ですら、その例外ではない。その具体的ありようはどのようなものであったのか。いくつかの事例を通して検討してみたい。

まず、永楽時代のモンゴルとの関係を見てみよう。洪武時代には多くの海外諸国が冊封されたのに対し、北のモンゴルはようやく永楽時代になってからであった。明はオイラトとタタルとの対立・抗争を利用しつつ、両者を交互に冊封する。オイラトについては『明太宗実録』永楽七年五月乙未に次のようにある。

瓦剌（オイラト）の馬哈木（マフムド）を封じて特進金紫光禄大夫・順寧王と為し、太平（タイピン）を特進金紫光禄大夫・賢義王と為し、把禿孛羅（バトゥボロド）を特進金紫光禄大夫・安楽王と為し、仍お所司に命じて印・誥を給賜す。

オイラトの部族長を冊封して君臣関係を結び、王爵を与えて爵制的秩序の中に位置づけていることが理解できるだろう。

この時オイラトの部族長に授けた王号に注意されたい。順寧王、賢義王、安楽王というように、天子の徳で教化されたかのような王号を与えていることである。唐代の国際秩序を分析している金子修一氏は、こうした王爵のことを「徳化王」と命名し、新羅王とか渤海国王などの国名に基づく「本国王」と区別している。[2] 氏によれば、徳化王は儀礼的・一時的な性格を持つ名誉称号であり、多くは北方や西域の諸民族に授与されたという。先のオイラト諸王も同様の性格を持つため、本稿でも徳化王という呼称に従いたい。

金子氏によれば、唐代の徳化王は本国王に比べて一ランク下に位置づけられていたというが、[3] これは後述するように明代も同じである。ただし明代では徳化王を一律に下位に置いたわけでなく、その時々の国際情勢を勘案して様々な工夫が施されていた。例えばオイラト諸王には印章が授与されたが、順寧王の印章は駝鈕の金印であることが別の史料から判明している。[4] 明がオイラト諸王を同等に扱おうとしていたことからすれば、おそらく他の二王も駝鈕の金印であったに違いない。あらためて言うまでもなく金印は親王ランクを意味し、当時の本国王の大半が郡王ランクであるのと比較すれば、オイラト諸王への優遇の様がうかがえる。これは明末のアルタン・カンが、順義王の王号とともに鍍金銀印を授かったのに比べても、[5] かなりの厚遇だといわざるを得ない。

特筆すべきは、彼ら諸王に特進金紫光禄大夫という散官が授与されている事実である。特進金紫光禄大夫は明代では正一品に当たり、官僚機構の最高の品階が与えられた。これは永楽十一年に冊封したタタルのアロクタイも同様で、和寧王の王号とともに特進光禄大夫の散官が授けられている。[6] もちろん明の実質支配が彼らに及んだわけではなく、散官の授与は象徴的意味合いしか持っていない。だが明とモンゴル諸王との関係性を表す指標として、通例の「視二品秩」より上位の正一品官を与えたことは、彼らを特別視していることの証とはなったはずである。永楽帝としてはオイラトとタタルとを交互に優遇することで、互いに牽制させる狙いがあったのではないか。[7] それはまた裏返して言えば、蕃王の序列が不変かつ固定したものではなく、明との関係次第でいくらでも変更できるとともに、明がその序列に特別の意味を込めていた

ことを物語るものであろう。

これをもう少し後の日本との関係で確認してみたい。一五九二年（明の万暦二十年）に始まる豊臣秀吉の朝鮮出兵（文禄の役）は、その翌年から日明間で和平交渉が開始され、紆余曲折を経て明の使節が大坂城に到来して、秀吉の日本国王冊封で決着するかに見えた。だが周知の通り、明側の処遇に立腹した秀吉が再び出兵を命じたため（慶長の役）、結局秀吉の冊封は実現せずに終わる。[8] 次に掲げるのは文禄の役と慶長の役との間に、北京で行われた明と日本との和平交渉を記した史料である。講和を主導した小西行長は家臣の内藤如安（小西飛驒守）を北京に派遣し、秀吉を冊封することで戦争に終止符を打とうと画策する。『明神宗実録』万暦二十三年（一五九五）正月庚辰には次のようにある。

> 礼部〔尚書〕の范謙が、豊臣平秀吉に皮弁冠服・紵絲等の項、及び誥命・詔勅・印章を支給するように請うた。これより以前、小西飛（小西飛驒守＝内藤如安）が言うには、日本にはすでに国王が存在しないので、秀吉を冊封していただきたいと。そこで礼部は順化王に冊封する案を立てたが、旨を奉じたところ平秀吉を日本国王に封ずることが許された。故事では、外夷の襲封は、慣例として皮弁冠服及び誥命・詔勅等の項を賜うものである。ただ最初に冊封した時に印章を授けるならわしがあり、日本も永楽の初めに冊封されてより、亀鈕の金印を賜っている。時に小西飛が供述するには、旧印はすでに無いので、別に鋳造して支給していただきたいと。こういうことで併せて印章の請求もあったのである。詔を下してそれに従った。

日本側の秀吉冊封の要求に対し、礼部の当初案では秀吉に「順化王」という王号を与えるつもりであった。しかし皇帝の許しが出たことで、日本国王としてあらためて冊封することになったという。ここからうかがえるのは、本国王の方が徳化王よりも上位だと認識されていた事実であり、唐代について論じた先の金子氏の指摘と符合する。さらに秀吉に対して順化王という王号が想定されていたことは、徳化王の王号が遊牧民族だけでなく、海外諸国の蕃王にも授与される可能性のあったことを示している。もともと明代での徳化王の王号は、『万暦野獲編』補遺巻四、土司、夷酋三公に、

> 夷狄の首長（夷酋）で王号を得た者は、例えば瓦剌の順寧王馬哈木、賢義王太平、安楽王禿孛羅である。最近では北虜の順義王俺答（アルタン）

のやからがそうであり、彼らはみな高位高官（宥秩）を与えて羈縻したにすぎない。

とあるように、強大な勢力を持つ周辺民族の首長を、羈縻するために与える名目的な王号であった。東アジアを混乱に陥れた秀吉は、まさに羈縻するに相応しい王号を持つべきだと理解されたのだろう。いずれにせよ明との関係如何で、本国王ですら徳化王に格下げされることがあったという貴重な例証である。

この時、明は秀吉の日本国王冊封とともに、新たに金印の授与も決定した。金印はかつて永楽帝が日本国王源道義（足利義満）に与えていたのだが、紛失を理由に日本側が再度要請したことによる。この要請自体、秀吉のあずかり知らぬこととはいえ、ここで明側が金印授与を決定した意味は決して小さくない。明は秀吉を爵制的秩序では親王ランクに位置づけ、日本国王の伝統的な序列に変更を加えなかったからである。この点だけに着目すると秀吉も義満も同等の立場にあり、明と朝鮮に甚大な被害を与えた秀吉を、かなり寛大に処遇しているかに見える。だが実際のところ、明は秀吉を冊封するに当たり、用意周到に差別化を施していた。それは冠服の上に巧みに示されている。万暦帝が秀吉に下賜したのは郡王ランクの皮弁冠服であり、親王ランクの冕服を下賜した義満と明らかに区別しているからである。

従来、印章と冠服のランクは相互に対応し、爵制的秩序と宗法秩序とが一体化したのが明の特徴であった。朝鮮と日本とは親王ランクの金印と冕服が、それ以外の国には郡王ランクの鍍金銀印と皮弁冠服を与えるのが通例であった。秀吉に限って、金印を受けながら宗法秩序では格下の皮弁冠服としたのには、当然懲罰的意味合いが込められていたはずである。明がどのようなルールに基づきこの処置を下したかは不明だが、日本の当時の実力と従来の序列を勘案した上での、ある種のバランス感覚が働いていたことは間違いない。明がこの時点で決定した日本国王豊臣秀吉の国際上の位置は、日本国王源道義や朝鮮国王よりは下位であるが、安南国王や琉球国王よりは上位であったということである。

以上のように、明は冊封に伴う蕃王の序列化に細心の注意を払っていた。それは礼儀典章の確立を国家支配の基礎に置く中国王朝にとり、蕃王冊封時の最低限の作業であったと理解される。しかしはっきりいって、冊封を拒絶した秀吉にと

っては、明の下賜する冠服が冕服であろうと皮弁冠服であろうと、一切関係なかったはずである。おそらく秀吉には両者の違いなど理解できなかったのではないか。この点に着目すれば蕃王の序列化は、礼制を重視し名分にこだわる明側の主観的な措置であったといえなくもない。

だがその一方で、蕃王の序列化が一部の朝貢国の中では、一定の意味と有効性を持っていたことも紛れもない事実であった。少なくとも明と価値を共有する朝貢国内では、序列の上下が国際政治に影響を及ぼしたようである。例えば『明英宗実録』天順元年（一四五八）六月甲午には次のようにある。

> 安南国王黎濬が上奏した。朝廷に冊封していただき王爵を賜りましてより、臣はただ朝命を承けることすでに十余年になります。朝鮮国王の例にならって、臣に衮冕を御下賜くださいますように、伏してお願い申し上げます、と。上は従わなかった。

何かと朝鮮をライバル視する安南が、朝鮮にならって冕服の下賜を要求して、明に拒絶されているのである。安南は天順八年にも冕服の要請を行い、再度拒絶されている。[9] 蕃王の序列化が、単なる明の独善的な措置ではないことを示す証左といえるだろう。

これはまた安南の別の行動からもうかがえる。永楽帝の安南出兵とその内地化は周知の事実だが、出兵に当たり明側は安南の大罪二十条を数えあげた。その中の一条は次のような内容である。『明太宗実録』永楽四年（一四〇六）冬十月乙未に、

> 占城は中国の藩臣であり、既に朝廷の印章・服物を受けておるのに、〔安南の〕黎賊は乃ち自ら鍍金銀印・九章冕服・玉帯などの物を造って、むりやりその王に賜っているのは十七番目の罪である。

とある。安南が隣国の占城を圧迫し、明の支配の形式をまねて鍍金銀印と九章冕服を下賜しているのである。それが大罪とされるのは、印章と冠服の下賜は天子の専権だという認識が、明側にあったからに他ならない。逆に安南がその形式を踏襲していることは、すでにこの時点で印章と冠服の下賜が、冊封時の一般的な儀礼として周辺諸国に受け入れられてい

たことを物語る。価値を共有する周辺諸国の間では、明による序列化は大きな意味を持っていたということだ。この点は、今後より掘り下げて分析すべき問題ではあるが、本稿では以上の事実を指摘するにとどめておく。

① こうした概念を最初に提示したのは、岩井茂樹「明代中国の礼制覇権主義と東アジアの秩序」『東洋文化』八十五号、二〇〇五年である。

② 金子修一「唐代冊封制一斑――周辺諸民族における「王」号と「国王」号――」『隋唐の国際秩序と東アジア』名著刊行会、二〇〇一年、初出は一九八四年。

③ 金子修一「唐代の異民族における郡王号」註②著書所収（初出は一九八六年）では、唐代の王の序列を「王―国王―徳化王―郡王」の順に記している。

④『明英宗実録』正統十一年十一月甲申。

⑤『明神宗実録』万暦元年四月丙辰。

⑥『明太宗実録』永楽十一年七月戊寅。

⑦ 永楽時代のモンゴル諸王の冊封に関しては、于默穎・薄音湖「明永楽時期瓦剌三王及和寧王的冊封」『内蒙古社会科学』第二十二巻第三期、二〇〇一年参照。

⑧ 明朝の秀吉冊封をめぐる最近の研究として、三木聰「万暦封倭考（その一）：万暦二十二年五月の「封貢」中止をめぐって」『北海道大学文学研究科紀要』一〇九号、二〇〇三年、同「万暦封倭考（その二）：万暦二十四年五月の九卿・科道会議をめぐって」『北海道大学研究科紀要』一一三号、二〇〇四年を挙げておきたい。

⑨『明英宗実録』天順八年三月丙辰。

おわりに

東アジアの国際秩序に関する従来の研究では、中国王朝の与えた官爵や王号から朝貢国の序列を検討することはあっても、国際秩序を原理面から考察した研究は皆無であったといってよい。そうした中で本稿は、爵制的秩序、官僚制的秩序、宗法秩序の三つの秩序に注目し、中国王朝がそれらを選択的に利用することで、東・北アジアの国際秩序の維持を図ってきたことを具体的事例に基づき論証した。なかでも宗法秩序は他の二つの秩序と異なり、元来は君臣関係に包摂できない強大な諸国家を対象とし、それらを中国的論理の中に取り込み中国の優位性・対等性を保持しようというものであった。朝貢体制の埒外にある諸国家を朝貢体制と齟齬することなく、中国中心の国際秩序の中に捉え直したものこそ、宗法秩序であったと言い換えることができよう。

この宗法秩序の役割が、大きく変化するのが明代である。明朝は朝貢一元体制という極めて厳格な政治体制を採用したが、その体制をイデオロギー面から補強したのが宗法秩序に他ならない。朝貢体制を支える伝統的な爵制的秩序や官僚制的秩序とは別に、①今まで朝貢体制とは無縁の宗法秩序で蕃王を位置づけ、華夷一家の理念世界を可視化することで朝貢体制を正当化したのである。朝貢体制に包摂できない諸国家・諸民族に適用されていた宗法秩序が、新たに朝貢体制を正当化する根拠へと転換したわけで、それはすべての国を朝貢国だとした明朝独自の仮構の上に初めて成り立つものであった。まさに朝貢一元体制を支える思想的装置として、朝貢体制に内在化されたものこそ宗法秩序であったといえるだろう。

「はじめに」でも述べたように、明代の朝貢体制から清代の互市体制へという図式は、今日では大きな影響力をもち始めている。実際、明と清の朝貢国を比較するとその差は歴然としており、明代では六十余国の海外諸国が来貢したのに対し、②清代の朝貢国は名目だけの西欧諸国を除けばわずか六カ国を数えるにすぎない。③その六国ですら清朝の作為の賜物であり、純粋な朝貢国は朝鮮・越南（安南）・琉球の三国だけであった。④かたや朝貢国ではなくて、互市のためにのみ来航する国家は漸増し、十九世紀初頭の『嘉慶大清会典』で初めて「互市国」という名称が生まれるに至る。⑤こうした趨勢を見れば、清代を互市体制の時代と捉えることも、あながち無理なことではない。事実、互市体制論は互市国の名称の登場を画期とみなし、立論の大きな根拠としているようである。だが、名称の成立や数の増大をもって即、互市体制の成立に繋げるのは早計のそしりを免れないだろう。この点について、華夷秩序の観点から若干の私見を述べておきたい。

一般に明代と清代の朝貢体制を比較して、朝貢国数や細部での異同を論じることはあっても、体制そのものの構造的な違いを問題にすることはほとんどない。しかし朝貢体制を支える華夷秩序（国際秩序）の構造においては、明と清とでは大きな相違があることに注意する必要がある。あえて繰り返せば、明代の朝貢一元体制は、華夷一家の宗法秩序を取り込むことで理論武装したものであった。しかし清代になると、この状況に変化が起こる。清は明と違い周辺諸国に対し、冕服や皮弁冠服の下賜を行っていない。⑥これはとりもなおさず、華夷秩序の理念＝華夷一家の具現化・可視化を放棄したこ

とを意味しよう。その背景には明代とは打って変わった清代の国際環境が想定でき、そこでは宗法秩序が必要とされなくなっていたことを物語る。有り体にいえば、朝貢国が極端に減少した清代では、宗法秩序を具現化・可視化する意義がまったく失われてしまったということだ。

いうまでもなく、こうした事態が出来した裏には、朝貢体制に包括できない諸国家の増大という厳然たる事実がある。朝貢一元体制の崩れた清代には、明代とは異なる新たな国際秩序が求められていた。それは朝貢体制の埒外にある諸国家を、清朝を中心とする国際秩序の中に朝貢とは別の論理で位置づけることであった。かつて唐宋時代に遊牧諸国家を親親の宗法秩序で読み替えたように、非朝貢国の存在を中国的論理で正当化せねばならなかった。結論的に言えば、そうした要請に基づき生み出されたのが、互市国の規定ではなかったか。それは朝貢国に包含できない海外諸国を互市国という範疇で括り、中華の天子の「一視同仁」の思想で華夷秩序の列に組み入れるものであった。『清文宗実録』咸豊十年（一八六〇）八月乙丑に、

朕、寰海（天下）を撫馭すること一視同仁。外洋の諸国の互市通商することは、原より禁ぜざるところなり。

との咸豊帝の言葉にあるように、清朝にとり「外洋の諸国」はすべて恩恵を施すべき夷狄の国として捉えられていた。互市国とは、朝貢国以外のそれら夷狄の国をグループ化した際の総称にすぎない。いわば朝貢体制から離脱した諸国を伝統的な華夷秩序でからめとり、朝貢国の外縁にあらためて配置する。清朝は直接支配の及ばぬ互市国を、この論理でもって主観的には中国中心の国際秩序の中に留め置いたといえよう。

確かに清代の対外交流で、互市が主流となったのは紛れもない事実である。だが、互市の量的拡大が互市の体制化と同義でないことは、互市の盛行した宋元時代の例からも理解できる。まして清代の互市国が旧来の華夷秩序で捉えられていることは、清朝自体が互市国に特別の意味を付与していないことを示すものであろう。そうした事実を措いて、互市の体制化を強調するのであれば、まずは伝統的な華夷秩序を超克した新たな互市概念を提示する必要がある。それが実現しな

い限り、互市が体制としての根拠を得られないことはいうまでもあるまい。そもそも互市体制とは一体何なのか。こんな最も基本的な問い掛けにすら、現在のところ明確な解答は用意されていない。互市体制の概念化はようやく緒についたばかりであり、解決すべき課題は山積しているというのが現状なのである。二千年以上の歴史を持つ華夷秩序の伝統は、まだまだ行く手に立ち塞がっているようである。

① 一般に明代の蕃王は「視二品秩」の規定を除き、具体的な官職は与えられていないが（陪臣には都督同知・都督僉事等が与えられた）、琉球王や秀吉の例に見られるように官服が下賜されることはあった（前掲、豊見山・大庭論文参照）。ただし官服の種類や品階は種々様々で、実質的な意味合いを持つものではない。明代の蕃王への官服の下賜は、官僚制的秩序の名残を示すものといえるかも知れない。

② 『万暦大明会典』巻一〇五、礼部、朝貢一、同書一〇六、礼部、朝貢二。

③ 『嘉慶大清会典』巻三十一、礼部、主客清吏司。

④ 夫馬進「一六〇九年、日本の琉球併合以降における中国・朝鮮の対琉球外交――東アジア四国における冊封、通信そして杜絶――」『朝鮮史研究会論文集』第四十六集、二〇〇八年。

⑤ 註③に同じ。

⑥ 琉球王朝についていえば、清より下賜された緞物で独自に皮弁冠服を仕立てて着用していたという。前掲、豊見山論文参照。

（本稿は二〇〇七年十一月二日の史学研究会大会での講演「十四～十七世紀の海禁と朝貢・互市の構図」の前半部を、大幅に改めて脱稿したものである。）

（京都女子大学文学部教授）

Foreign Policy of the Ming Dynasty and International Order in East Asia: Towards an Understanding of the Tribute System

by

DANJO Hiroshi

Although studies of the international order in East Asia have examined the ranking of tributary states from the point of view bestowal of titles of officials and nobility and princely designations, there have been no studies that consider the international order in terms of its basic principle. Given this circumstance, this study focuses on three types of hierarchical relations that operated in international politics : 1) order based in a system that granted titles of nobility, i.e. noble ranks were bestowed on monarchs in tributary states by Chinese emperors ; 2) order based on the bureaucratic system, i.e. official ranks were bestowed on monarchs of tributary states by Chinese emperors ; 3) order based on the patriarchal clan system, i.e. linking monarchs of neighboring states in pseudo-familial relationships to emperors of the Chinese court. Based on concrete examples, I demonstrate that by using these systems of order selectively Chinese dynasties devised ways to maintain international order in East and Northern Asia. The patriarchal clan system differed from the other two systems of ranking. It was used for large states that could not be subsumed under the rubric of lord and subject and incorporated them into a Chinese logic that was designed to maintain the superiority or equality of China. There was no contradiction between the states outside the framework of the system and the tribute system itself, and it can be said that it was precisely the patriarchal clan system of ranking that allowed the repositioning of them within the sinocentric international order.

The role of the patriarchal clan system changed greatly during the Ming dynasty. The Ming dynasty adopted a particularly strict policy of employing a unitary tribute system in which the only permissible relationship with foreign states was the tributary one. However, it was the very ideology of the patriarchal clan system that reinforced this system. Aside from the traditional systems of granting bureaucratic ranks and bestowing titles of nobility, foreign rulers could be bestowed *mianfu* or *pibian guanfu,* caps and gowns, that were based on the patriarchal clan system relationships of father and child or grandfather and grandson, and this legitimized the tribute system by envisioning an ideal world of Chinese and

barbarian as a single family. The patriarchal clan system of ranking that was applied to states and peoples that could not be included in the tributary system was transformed into a justification of a new tribute system. This allowed the Ming to form a unique system that saw all nations as tributary states. The patriarchal clan system order was internalized in the tribute system as an ideological device that supported the unitary tribute system.

However, a change in the situation occurred during the Qing dynasty. Unlike the Ming, the Qing did not bestow the *mianfu* or *pibian guanfu* on neighboring states that essentially meant the abandonment of the vision or realization of idealized order of Chinese and barbarian in which the two were one family. During the Qing dynasty, the number of tributary states decreased drastically, and the significance of applying the patriarchal clan system of ranking to the tribute system ceased completely. In contrast, with the collapse of the unitary tribute system, the Qing dynasty came to seek an international order differing from that of the Ming. This meant there was a need to use a different logic to deal with countries outside the framework of the tribute system rather than that of the international order of the tribute system centered on the Qing.

In conclusion, one may assume that what was generated from this need was the concept of *hushiguo* (states, which did not offer tribute, but that conducted trade, *hushi*) as seen in the *Daqing-huidan*. This would subsume countries that could not be included in the tribute system in the category of trading states, and thus inserting them within the rubric of a Chinese-and-barbarian order based on the ideology of the universal benevolence of the Chinese emperor. In a sense, the binding of the various states that had fallen outside the tribute system into traditional order of Chinese and barbarian was a way of repositioning them on the outer orbit of the tribute system. Using this logic, trading countries that were beyond the direct control of the Qing dynasty were kept within the international order that was centered subjectively on China. There is a tendency today to call this system a "trading system," but as long as the trading countries can be grasped in terms of the Chinese-barbarian order, and to the extent that there is no indication that a new concept of mutual trade supplanted that of the Chinese-barbarian order, how can an argument confirming the existence of such a trading system be made? This means there is still much room for debate regarding the ongoing theory of a trading system that remains to be completed.